

介護予防・日常生活支援総合事業

住民主体型サービス 実施団体募集

4月から生活支援・介護予防サービスを住民主体型で提供するための実施団体を募集します。実施団体になると、最長3年間、訪問型サービスB事業は120,000円/年・通所型サービスB事業は84,000円/年までの補助金を交付します。

市内在住の方に対して介護予防の取り組みまたは生活支援サービスの提供実績が3年以上あり、生活支援・介護予防

サービスを提供できる非営利団体または公益社団法人

2月14日(月)～28日(月)に申請書・必要書類を直接高齢福祉課(いずみプラザ内)へ

募集要項・申請書配布2月1日(火)～28日(月)に同課で※市HPからダウンロード可

審査方法書類審査 注詳しくは募集要項をご覧ください。年度終了後、実績報告書などを提出

→高齢福祉課 ☎(042)321-1301

健康推進課から

健康推進課 ☎042-321-1801

生活支援センターでの健康事業

①Word・②Excel講座

2月24日(木)・26日(土)・27日(日) ①午前9時30分～11時30分 ②午後1時30分～3時30分 生きがいセンターもとまち

初めてパソコンを使う・操作に自信がない方を対象にした3日間コースの講座です。どちらか一つ、または両方でも申し込みます。

市内在住で60歳以上の方 定各7人 各講座1千900円(テキスト代)

含む)3日間 申2月3日(木)から電話で生きがいセンターもとまち ☎042-359・5321(午前9時～午後5時・水曜日を除く)へ※先着順



口腔機能向上 歯科健康診査

2月24日(木)午後2時～3時 いずみプラザ

加齢に伴い飲み込む力は少しずつ衰えていきます。いつまでも口から食べられるように口腔機能を測定してみませんか。

胃がんの早期発見・治療などの最新情報を、専門家が話します。この機会に胃がんのことを学んでみませんか。 市内在住・在勤・在学・在活の方 講入口陽介さん(都がん検診センター副所長) 定15人 無料 申2月2日(水)午前9時から電話で健康推進課へ※先着順 物筆記用具



健康講座 そうだったのか 胃がん 最新情報

3月2日(水)午後2時～3時30分 いずみプラザ



市内在住で40歳～74歳の方※入れ歯を使用している方も可 内歯科医師による口腔内診査・舌圧測定(飲み込む力の検査)・パタカ測定(口唇や舌の動きを検査)・歯科相談 定10人 無料 申2月2日(水)午前9時から電話で健康推進課へ※先着順。初めの方優先

特殊疾病者福祉手当の 支払回数・所得判定対象期間が変わります

特殊疾病者福祉手当は、令和4年度から下表のとおり取り扱いを変更します。

Table with 4 columns: 対象, 変更前, 変更後, 変更適用日. It details changes to payment frequency and income determination periods for special disease welfare benefits.

注令和4年7月末時点で本手当の受給資格があり、令和3年の所得(令和4年度課税所得)が支給要件の基準を超える場合、8月・9月分の手当を支給/所得が下がり支給要件を満たす場合、所得が下がった年度の8月から手当の申請が可能。遡っての支給は不可

→障害福祉課(内202)

地域包括支援センターのイベント

共通事項 無料 申2月2日(水)から電話で各地域包括支援センターへ※先着順 →高齢福祉課 ☎(042)321-1301

転倒予防教室 転ばない体づくり・自宅で行うセルフケア 2月16日(水)午前10時～11時30分 本多公民館. 骨折の原因にもなる転倒を予防するための体づくりを学びませんか. 市内在住でおおむね65歳以上の方. 講中尾光利さん(健康運動指導士) 定20人 物飲み物・タオル. 問地域包括支援センターほんだ ☎(042)300-2339. 注動きやすい靴と服装で参加.

高額介護合算療養費申請書を郵送. 保険年金課(内319)

Table 1: 申請方法※郵送または直接〒185-8501各申請先(市役所第1庁舎)へ. Columns: 医療保険, 申請書類発送日(3月), 申請先.

Table 2: 問い合わせ先. Columns: 令和3年7月31日時点で加入していた医療保険, 問い合わせ先.

世帯内で同一の医療保険に加入している方の毎年8月から1年間にかかった医療費と介護サービス費の自己負担額を合計し(高額療養費・高額介護サービス費などの払い戻し分は差し引く)、一定の限度額を超えた場合に、その超えた分を払い戻します(超過分が500円以下の場合は払い戻しなし)。対象となる世帯へ申請書類を郵送するので申請してください。世帯単位の自己負担限度額に関しては、申請書に同封している案内をご覧ください。

令和2年8月1日～令和3年7月31日(計算期間)に、医療費と介護サービス費両方の自己負担額を支払っている世帯で、その合計額が限度額を超えている世帯

申右表1参照

問右表2参照

計算期間中に医療保険が変わった方・市外から転入した方=計算期間を通しての自己負担額の把握が困難なため、申請書を郵送できない場合があります。

該当すると思われる方は、令和3年7月31日時点で加入していた医療保険者へ計算期間を通して会社などの健康保険・共済組合・国民健康保険組合に加入していた方=令和3年7月31日時点で加入していた医療保険者へ

注介護保険自己負担額証明書が必要な場合は、高齢福祉課(いずみプラザ内) ☎(042)321-1301へ